

令和2年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	令和2年6月10日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和2年6月10日 午前10時00分		
閉議宣告日時	令和2年6月10日 午前10時24分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 吉岡友次 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和2年第3回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

令和2年6月10日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第7号及び議案第30号から
議案第34号まで (一括上程)

第4 議案第35号から議案第38号及び諮問第1号 (一括議題)

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第1号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第2号 川北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処
分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第3号 川北町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに
承認を求めることについて
- 報告第4号 令和元年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第5号 令和元年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第30号 令和2年度川北町一般会計補正予算
- 議案第31号 令和2年度川北町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第32号 川北町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第6号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第7号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 議案第35号 川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 議案第37号 川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて
- 議案第38号 川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

《開 会》

◇議長 苗代 実

只今から、令和2年第3回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

《会期の決定》

◇議長 苗代 実

日程第1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの9日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 苗代 実

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 井波秀俊君、5番 山村秀俊君、6番 西田時雄君を指名します。

尚、地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 上程及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第3 報告第1号から報告第7号及び、議案第30号から議案第34号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和2年第3回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中、ご出席を戴き誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、近況などについてご報告を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、先月の25日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が全国で解除となりました。

本町でも、これまで休業していた学校や、利用を中止していた公共施設等につきまして、6月1日から再開を致しております。

しかしながら、感染が完全に終息したわけではなく、第2波第3波の到来も懸念される中、感染拡大を止めるため新しい生活様式を日常生活で実践していかなければならないと考えてもおります。

町民の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、引き続き感染予防対策にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

そして、感染症緊急経済対策によります国の特別定額給付金につきましては、現在申請件数が1,907件、申請率は97%で、給付につきましては、599,300千円で、97.2%の給付を完了致しております。

また、町のひとり親世帯等臨時特別給付金につきましては、6月3日に対象世帯への給付がすべて完了致しております。

子育て応援商品券支給事業は、現在、商品券の印刷が完了し、対象世帯への送付準備と取扱店への対応を進めております。

なお、商品券は金券でありますので配達記録が必要であり、保護者の方が多く在宅している土曜日・日曜日を中心に配達する予定であります。

さて、5月31日に出納閉鎖を致しました令和元年度の一般会計の決算について申し上げますと、先の全員協議会で財政調整基金からの繰入を80,000千円程度見込んでいたとお伝えを致しましたが、現在の経済情勢、町の財政状況に鑑み、財政調整基金からの繰り入れをせずに、最低限の繰越額をもって決算を結ぶことと致しました。

また実質収支で42,000千円超える黒字となっております。

次に、繰越明許費に計上致しましたが、その事業の内、町道整備工事や小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、6月中の入札に向け準備を進めております。

令和2年度の事業についてですが、中央公民館や総合体育館の改修事業、そして農業集落排水機能強化事業などにつきましては年度始めの為、目立った進捗はご座居ませんが、国からの補助金の交付決定が届け次第、入札の手続きを進める予定であります。

また多目的運動公園、仮称でありますけれども、これにつきましては、昨年基本設計が完了し、今年度は用地買収と実施設計

を行う予定であります。

その他、今年度から実施致しております共同墓地整備事業費補助金は1件、高齢者安全運転装置設置促進事業補助金につきましては、7件の申請があります。

それでは6月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

まずは、条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについてであります。

報告第1号 税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部改正に伴うもので、3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決をし、事務の執行に支障を来さないよう措置したものであります。

主な内容は固定資産税で、新築住宅および長期優良住宅にかかる固定資産税の減額措置について、適用期限を2年延長する改正で、本年4月1日より施行致しております。

報告第2号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴う改称などで、これも令和2年4月1日から施行致しております。

報告第3号 介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法の改正に基づき、低所得者の保険料の軽減を行う改正で、これも4月1日から施行致しております。

次に報告第4号 令和元年度一般会計補正予算についてであります。

国の補正予算を活用し、3月に補正を致しました町道等整備工事のほか、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業などが、年度内に完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、3つの事業の合計額90,577千円を繰越明許費とし、同法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので報告を致します。

報告第5号繰越計算書の報告についてであります。今程ご説明致しました事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月20日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により報告するものであります。

次に議案第30号令和2年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は220,000千円で、予算の累計額は、4,738,000千円となります。

内容について申し上げますと、先ず民生費では、感染拡大防止を図るため保育所・児童館用のマスクや消毒液の購入にかかる費用を補正致します。

衛生費では、公立松任石川中央病院で新型コロナウイルス感染者の診療や治療に従事し、最前線で勤務に当たる職員に対し、特殊勤務手当を支給するための負担金と、町の備蓄用のマスクなどの購入費用に合わせて5,258千円を補正致します。

商工費では、商工会などに寄せられた町内企業からの声をもとに協議を重ね、国の持続化給付金の対象から外れた町内の企業及び個人事業主に対し、1事業者当り100千円を町の持続化給付金として、給付する

ための費用に12,011千円を補正致します。

土木費では、加賀海浜産業道路に接続する町道部分の拡幅工事に対し、工事請負費6,000千円を追加致します。

教育費では、GIGAスクール構想の早期実現のため、小・中学生用のタブレットの購入費用や、今回の感染症拡大防止対策費などに合わせて38,087千円と、川北小学校のプール耐震補強事業に係る設計・監理と工事費に合わせて156,016千円を補正致します。

その他、株まるよりからの寄付金2,000千円をいただきましたので、人材育成基金に積立を致します。

次に議案第31号令和2年度国民健康保険特別会計補正予算につきましては、今回の感染症に感染もしくは感染が疑われる方がいた場合に、傷病手当を支給する費用に1,200千円を補正致します。

次に議案第32号税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の改正に伴うもので、主な内容と致しましては、個人住民税ではすべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するための改正と、今回の感染症にかかる寄附金税額控除や住宅借入金等特別住宅控除の特例を新たに設ける改正で、令和3年1月1日より施行致します。

また固定資産税では、中小企業の設備投資を促進するための税制上の拡充措置や、軽自動車税では、環境性能割の非課税期間の延長などを行う改正で、公布の日から施行致します。

議案第33号国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどの議案第 31 号で説明を致しました、今回の感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給にかかる改正で、令和 2 年 1 月 1 日より遡及適用致します。

議案第 34 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、国保加入所帯の所得が基準額以下の場合、5 割軽減・2 割軽減の所得基準等を見直し、低所得者の税軽減措置を行う改正で、令和 2 年度以降の年度分の保険税に適用致します。

最後に、報告第 6 号 土地開発公社の経営状況及び、報告第 7 号 余暇健康開発公社の経営状況の報告についてであります。それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものであります。

以上が 6 月議会定例会に提案致しました議案の概要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 苗代 実

これから、只今上程されております報告第 1 号から報告第 5 号及び、議案第 30 号から議案第 34 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第 1 号から報告第 5 号及び、議案第 30 号から議案第 34 号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第 1 号から報告第 5 号及び、議案第 30 号から議案第 34 号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 苗代 実

日程第 4 議案第 35 号及び議案第 38 号及び諮問第 1 号を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、人事案件につきまして、一括して、提案理由を申し上げます。

まず議案第 35 号 川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてであります。

現在、1 名が欠員となっております教育委員につきまして検討を進めて参りました結果、下田子島の新谷 浩さんを任命したいと思います。

新谷さんは、人格・識見ともに優れた方であり、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律、第4条第2項の規定に基づき、提案するものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間の本年10月2日までであります。

次に、議案第36号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについてであります。

現在、委員の畔地勇夫さんは、この6月30日で任期が満了致します。

現在1期目でありますので、再度畔地さんを選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案するものであります。

次に議案第37号 固定資産評価員選任につき同意を求めることについてであります。

地方税法第404条の規定により、固定資産評価員の設置が義務づけられており、この4月1日の人事異動に伴い、新たに税務課長に就きました吉岡友次君を選任致したく提案するものであります。

次に議案第38号 農業委員会委員任命につき同意を求めることについてであります。

本年、7月19日をもって、現委員の任期が満了となるため、新たに委員を任命するものであり、農業委員会等に関する法律、第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

川北町農業委員会委員定数条例により、定数は15人で任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3カ年であります。

届け出順に候補者の氏名を読み上げ、説明とさせていただきます。

山村尚一さん、小島由秋さん、川北重信さん、西村憲人さん、林 幸雄さん、魚尾

幹夫さん、北 良一さん、中丸知幸さん、披岸智範さん、前 庄治さん、西田 浩さん、吉岡公次さん、作田 悟さん、辰野義則さん、大口正洋さん。

以上、15名の方を任命致したく、提案するものであります。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、委員の畑中敦子さんは、令和2年9月30日で任期が満了致します。

まだ2期目でありますので、再度畑中さんを推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上5件の人事案件について、議員各位のご同意を賜われますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略》

◇議長 苗代 実

只今、議案となっております、議案第35号から議案第38号及び諮問第1号については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 苗代 実

これより、議案第 35 号から議案第 38 号及び諮問第 1 号を採決します。

まず議案第 35 号 川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、ご着席下さい。

起立全員です。

議案第 35 号 川北町教育委員会委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に議案第 36 号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、ご着席下さい。

起立全員です。

議案第 36 号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に議案第 37 号 川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについてを採決致します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、ご着席下さい。

起立全員です。

議案第 37 号 川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に議案第 38 号 川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決致します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、ご着席下さい。

起立全員です。

議案第 38 号 川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり、答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配布しました意見のとおり、答申することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

したがって、明6月11日から6月17日
までを休会とし、6月18日午前10時より
本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時24分)